

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

9 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	庭窪浄水場分館自家発電設備修繕	諸設備工事	守口市淀江町11-31	株式会社産機テクノサービス	1,242,000	平成29年9月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
2	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	諸設備工事	守口市淀江町11-31	東芝インフラシステムズ株式会社	89,640,000	平成29年9月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
3	東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	株式会社荏原電産	3,931,200	平成29年9月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
4	城東配水場高圧電動機整備修繕	諸設備工事	大阪市鶴見区諸口6-16-1	メタウォーター株式会社	28,296,000	平成29年9月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
5	柴島浄水場排水処理設備整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	メタウォーター株式会社	129,276,000	平成29年9月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
6	柴島浄水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14 外	株式会社日立製作所	109,080,000	平成29年9月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場分館自家発電設備修繕

### 2 契約の相手方

株式会社産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している分館自家発電設備本館送り配線用遮断器の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該設備の構成及び各装置の機能は、株式会社日立製作所が独自に設計、製作したものです。当該設備は、分館自家発電設備を構成する一部であるため、修繕により動作確認・機能保証を行うには、当該設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本修繕により分館自家発電設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

平成19年10月より、当該設備にかかる修繕は株式会社日立製作所より株式会社産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、当該設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは株式会社産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事

### 2 契約の相手方

(株) 荏原電産

### 3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴い東淀川浄水場の既設運転操作設備の器具の追加、制御回路変更等のハードウェア改造を行うものです。

当該設備は、(株) 荏原電産が独自に設計、製作した機器で構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び制御回路等の機能を熟知した専門の知識と技術が必要となります。

また、工事の施工にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本工事を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上のことから、上記業者が一貫した責任と性能について保証を持たせ、本工事を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

城東配水場高圧電動機整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、城東配水場に設置している配水ポンプ3号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、富士電機（株）が独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、高圧電動機の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機（株）の電気システム部門が平成15年10月に富士電機システム（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、さらに平成20年4月には（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、本修繕が履行可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を（株）NGK水環境システムズに継承し、さらに、平成20年4月には富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外 1 か所配水ポンプ外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場の第 1 配水ポンプ場に設置している配水ポンプ及び電動機、第 2 取水ポンプ場に設置している取水ポンプ用電動機並びに庭窪浄水場の取送水ポンプ場に設置している送水ポンプ及び電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株) 日立製作所が独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、ポンプ設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中のポンプ設備に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、ポンプ設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 日立製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）